○経済産業省告示第百七十八号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十五年七月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

（一）　国内登録検査機関の名称　テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社

（二）　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社大阪ラボ　大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号若杉センタービル本館十六階

（三）　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社関西テクノロジーセンター　大阪府大阪市東成区深江南一丁目三番十四号

（四）　変更年月日　平成二十五年七月二十九日

○防衛省告示第百四十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年七月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年八月五日から八月九日までの間（予備、同月十日及び同月十一日）、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大館市長走字陣場三九番から同市長走字陣場一〇〇番一まで	前	一一・九二～四三・二六メートル
	後	一九・五八～八四・九九メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八戸市大字八幡字林崎三番一から同市大字八幡字館ノ下一一番四まで	前	八・四〇～二七・八〇メートル
	後	一四・三〇～二七・八〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	日向市大字財光寺字池一七一五番一から同市大字財光寺字尻無川一八〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月一日

○九州地方整備局告示第百四十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号　九州地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人大分県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	久保　隆
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年七月一日

○九州地方整備局告示第百四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号　九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	脊戸　俊介

(2)　変更年月日　平成二十五年七月一日